

令和7年3月

盛岡市議会定例会議案

議案目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 2 号	令和 7 年度盛岡市一般会計予算	1
議案第 3 号	令和 7 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	14
議案第 4 号	令和 7 年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算	17
議案第 5 号	令和 7 年度盛岡市介護保険費特別会計予算	20
議案第 6 号	令和 7 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算	24
議案第 7 号	令和 7 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算	27
議案第 8 号	令和 7 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計予算	31
議案第 9 号	令和 7 年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算	35
議案第 10 号	令和 7 年度盛岡市東中野財産区特別会計予算	38
議案第 11 号	令和 7 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計予算	41
議案第 12 号	令和 7 年度盛岡市水道事業会計予算	別冊
議案第 13 号	令和 7 年度盛岡市下水道事業会計予算	別冊
議案第 14 号	令和 7 年度盛岡市病院事業会計予算	別冊
議案第 15 号	盛岡市犯罪被害者等支援条例について	44
議案第 16 号	盛岡市こども未来会議条例について	48
議案第 17 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	50
議案第 18 号	盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	51
議案第 19 号	盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	52
議案第 20 号	盛岡市旅費条例の一部を改正する条例について	53
議案第 21 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	54
議案第 22 号	盛岡市岩手県競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	78
議案第 23 号	盛岡市水洗便所改造資金貸付基金条例を廃止する条例について	79
議案第 24 号	盛岡市教育振興基金条例の一部を改正する条例について	80
議案第 25 号	盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について	82
議案第 26 号	盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について	83
議案第 27 号	盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	85
議案第 28 号	盛岡市軽費老人ホーム条例を廃止する条例について	86
議案第 29 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	87
議案第 30 号	盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について	88

議案第 31 号	盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について	89
議案第 32 号	盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について	90
議案第 33 号	盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について	91
議案第 34 号	盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	94
議案第 35 号	盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	95
議案第 36 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて	96
議案第 37 号	財産の取得について	97
議案第 38 号	財産の取得について	98
議案第 39 号	包括外部監査契約の締結について	99
議案第 40 号	(仮称) 都南東部体育館建設 (建築主体) 工事に係る請負契約の締結について	100
議案第 41 号	議決の変更について	101
議案第 42 号	議決の変更について	102

議案第 2 号

令和 7 年度盛岡市一般会計予算

令和 7 年度盛岡市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 124,280,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

第1表 島根県歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 市税		千円 43,904,536
1.1 市民税		20,790,466
1.2 固定資産税		17,952,185
1.3 軽自動車税		798,676
1.4 市たばこ税		2,024,816
1.5 入湯税		52,955
1.6 都市計画税		2,285,438
2 地方譲与税		1,052,074
2.1 地方揮発油譲与税		229,305
2.2 自動車重量譲与税		701,545
2.3 森林環境譲与税		121,224
3 利子割交付金		16,243
3.1 利子割交付金		16,243
4 配当割交付金		150,763
4.1 配当割交付金		150,763
5 株式等譲渡所得割交付金		145,787
5.1 株式等譲渡所得割交付金		145,787
6 法人事業税交付金		636,885
6.1 法人事業税交付金		636,885
7 地方消費税交付金		8,192,046
7.1 地方消費税交付金		8,192,046
8 ゴルフ場利用税交付金		15,881
8.1 ゴルフ場利用税交付金		15,881
9 特別地方消費税交付金		1
9.1 特別地方消費税交付金		1
10 環境性能割交付金		61,384

款	項	金額
		千円
	1 環境性能割交付金	61,384
11 地方特例交付金		270,880
	1 住宅借入金等特別税額控除減収補てん特例交付金	270,880
12 地方交付税		19,366,693
	1 地方交付税	19,366,693
13 交通安全対策特別交付金		49,047
	1 交通安全対策特別交付金	49,047
14 分担金及び負担金		303,769
	1 負担金	303,769
15 使用料及び手数料		1,721,377
	1 使用料	1,263,421
	2 手数料	412,683
	3 証紙収入	45,273
16 国庫支出金		24,338,475
	1 国庫負担金	19,776,089
	2 国庫補助金	4,471,885
	3 委託金	90,501
17 県支出金		9,667,517
	1 県負担金	6,613,179
	2 県補助金	2,365,174
	3 委託金	689,164
18 財産収入		330,626
	1 財産運用収入	217,827
	2 財産売払収入	112,799
19 寄附金		518,378
	1 寄附金	518,378

款	項	金額
20 繰入金		千円 2,630,279
	1 特別会計繰入金	708,415
	2 基金繰入金	1,921,864
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		2,248,058
	1 延滞金、加算金及び過料	64,780
	2 市預金利子	11,992
	3 貸付金元利収入	308,111
	4 受託事業収入	55,854
	5 公営企業貸付金元利収入	56
	6 雜入	1,807,265
23 市債		8,659,300
	1 市債	8,659,300
歳 入 合 計		124,280,000

歲 出

款	項	金額
1 議會費		634, 650
	1 議會費	634, 650
2 總務費		14, 271, 425
	1 總務管理費	11, 881, 706
	2 徵稅費	1, 223, 853
	3 戶籍住民基本台帳費	720, 602
	4 選舉費	139, 655
	5 統計調查費	226, 475
	6 監查委員費	79, 134
3 民生費		54, 787, 345
	1 社會福祉費	21, 080, 952
	2 兒童福祉費	25, 855, 984
	3 生活保護費	7, 850, 409
4 衛生費		9, 407, 523
	1 保健衛生費	2, 799, 210
	2 清掃費	4, 296, 286
	3 保健所費	2, 312, 027
5 勞働費		286, 872
	1 勞働諸費	286, 872
6 農林費		2, 212, 924
	1 農業費	1, 495, 550
	2 林業費	717, 374
7 商工費		1, 537, 724
	1 商工費	1, 537, 724
8 土木費		13, 464, 634
	1 土木管理費	238, 111

款	項	金額
		千円
	2 道路橋りょう費	4,944,057
	3 河川費	578,667
	4 都市計画費	6,366,286
	5 住宅費	1,337,513
9 消防費		4,849,329
	1 消防費	4,849,329
10 教育費		10,402,741
	1 教育総務費	1,280,087
	2 小学校費	3,527,738
	3 中学校費	2,127,715
	4 高等学校費	794,076
	5 幼稚園費	115,421
	6 社会教育費	1,986,810
	7 保健体育費	570,894
11 災害復旧費		104,824
	2 農林業施設災害復旧費	104,824
12 公債費		12,270,009
	1 公債費	12,270,009
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		124,280,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
消防ポンプ自動車の購入に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和8年度	千円 7, 917万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡中央消防署上田出張所水槽付消防ポンプ自動車及び盛岡西消防署水槽付消防ポンプ自動車の購入に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和13年度	2億888万円に物価変動等による増減額を加算した額
土淵地区活動センター大規模改修事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和8年度	3億2, 118万円に物価変動等による増減額を加算した額
山王老人福祉センター外2施設建設事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和8年度	15億4, 673万円に物価変動等による増減額を加算した額
(仮称) 都南東部体育館整備事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和8年度	1, 564万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡体育館長寿命化修繕事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和8年度	10億3, 392万円に物価変動等による増減額を加算した額
厨川小学校・厨川児童センター複合化事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和10年度	16億3, 456万円に物価変動等による増減額を加算した額
上田公民館大規模改修事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和9年度	15億8, 385万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立図書館物品搬出保管搬入業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和9年度	211万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市都南サイクリングターミナル、都南つどいの森レストハウス及び旧都南老人福祉センターの解体事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和8年度	2億8, 699万円に物価変動等による増減額を加算した額
農業近代化資金の融資に伴う利子補給についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和26年度	年1. 25%以内
商工振興資金の融資に伴う保証料補給についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の額
盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和11年度	4, 468万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立みたけ老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和11年度	千円 6, 347万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場及び盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和9年度	6, 006万円に物価変動等による増減額を加算した額
岩手公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和11年度	1億857万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和11年度	5, 846万円に物価変動等による増減額を加算した額
好摩地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	1, 005万円に物価変動等による増減額を加算した額
日戸地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	344万円に物価変動等による増減額を加算した額
川又地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	209万円に物価変動等による増減額を加算した額
生出3地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	521万円に物価変動等による増減額を加算した額
渋民地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	308万円に物価変動等による増減額を加算した額
山田地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	306万円に物価変動等による増減額を加算した額
巻堀地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	342万円に物価変動等による増減額を加算した額
芋田地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	271万円に物価変動等による増減額を加算した額
好摩東地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	284万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
山谷川目地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	千円 238万円に物価変動等による増減額を加算した額
城内地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	299万円に物価変動等による増減額を加算した額
下田川崎地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	454万円に物価変動等による増減額を加算した額
永井地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	430万円に物価変動等による増減額を加算した額
大台地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	260万円に物価変動等による増減額を加算した額
白沢地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	252万円に物価変動等による増減額を加算した額
舟田2地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	320万円に物価変動等による増減額を加算した額
馬場状小屋地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	206万円に物価変動等による増減額を加算した額
松内地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	252万円に物価変動等による増減額を加算した額
小袋地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	287万円に物価変動等による増減額を加算した額
前田地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	272万円に物価変動等による増減額を加算した額
道の駅もりおか渋民の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和16年度	3億9, 314万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市サクラパーク姫神の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和11年度	1, 646万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立飯岡児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和11年度	千円 8, 046万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立見前北児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和11年度	6, 957万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和11年度	7, 183万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市都南体育館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和11年度	6, 593万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市見前南地区公民館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和11年度	9, 181万円に物価変動等による増減額を加算した額
石川啄木記念館及び盛岡市玉山歴史民俗資料館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和9年度	1億423万円に物価変動等による増減額を加算した額
サンライフ盛岡の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和11年度	8, 100万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市産学官連携研究センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 7年度分)	自 令和7年度 至 令和9年度	5, 788万円に物価変動等による増減額を加算した額

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
総務費長寿命化事業債	96,900	借入先 財務省、銀行 及びその他	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えることがで きる。
旧盛岡市営野球場 解体事業債	26,900	借入方法 証書借入又 は証券発行		
土淵地区活動センター 大規模改修事業債	241,600	借入時期 令和7年度 ただし、財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。		
盛岡体育館長寿命化 改修事業債	513,000			
活動センター空調設備 整備事業債	6,700			
デジタル活用推進事業債	7,900			
都南東部体育館 整備事業債	443,100			
手代森保育園園舎 解体事業債	29,400			
民生費長寿命化事業債	24,500			
旧都南老人福祉センター 解体事業債	40,100			
つなぎ老人憩いの家 解体事業債	29,100			
厨川地区活動センター・ 厨川老人福祉センター 複合化事業債	7,100			
社会福祉施設整備事業債	7,400			
厨川児童センター 複合化事業債	262,700			
山王老人福祉センター 外2施設建設事業債	492,800			
動物愛護管理センター 整備事業債	4,700			
上水道安全対策 事業出資債	293,000			
飲料水供給施設等 解体事業債	1,600			
廃棄物処分場整備事業債	85,400			
都南サイクリングターミ ナル解体事業債	93,700			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農 村 整 備 事 業 債	87,200			
林 道 整 備 事 業 債	20,000			
江 柄 地 区 農 業 集 落 飲 雜 用 水 供 給 施 設 整 備 事 業 債	10,500			
公 有 林 整 備 事 業 債	26,300			
総 合 交 流 タ ー ミ ナ ル 整 備 事 業 債	700			
農 林 施 設 整 備 事 業 債	3,700			
上 米 内 地 区 振 興 セン タ ー 大 規 模 改 修 事 業 債	89,300			
都 南 つ ど い の 森 レ ス ト ハ ウ ス 解 体 事 業 債	123,000			
商 工 費 長 寿 命 化 事 業 債	77,700			
盛 岡 南 地 区 物 流 抛 点 整 備 事 業 債	14,300			
仙 北 町 駅 東 口 駅 前 広 場 整 備 事 業 債	4,000			
地 方 道 路 等 整 備 事 業 債	1,694,200			
道 路 整 備 事 業 債	107,300			
河 川 整 備 事 業 債	157,200			
公 園 整 備 事 業 債	179,500			
公 営 住 宅 解 体 事 業 債	180,300			
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	348,600			
消 防 債	5,400			
消 防 施 設 整 備 事 業 債	170,900			
ド ロ ー ン 整 備 事 業 債	5,500			
消 防 費 長 寿 命 化 事 業 債	51,100			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
校舎安全対策改修事業債	1,582,600			
トイレ環境整備事業債	239,200			
玉山学校給食センター長寿命化改修事業債	3,900			
仙北小学校屋内運動場長寿命化改修事業債	5,400			
厨川小学校・厨川児童センター複合化事業債	263,800			
上田公民館大規模改修事業債	126,400			
城北小学校校舎長寿命化改修事業債	5,200			
北陵中学校校舎解体事業債	72,500			
プール改修事業債	4,500			
教育費長寿命化事業債	128,000			
北陵中学校校舎長寿命化改修事業債	66,100			
城東中学校屋内運動場長寿命化改修事業債	43,400			
教育施設空調設備整備事業債	45,900			
林道災害復旧事業債	8,100			
計	8,659,300			

議案第 3 号

令和 7 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

令和 7 年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89,929 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 14,160
	1 一般会計繰入金	14,160
2 繰越金		38,823
	1 繰越金	38,823
3 諸収入		36,946
	1 貸付金元利収入	34,332
	2 雜入	2,614
	歳 入 合 計	89,929

歲 出

款	項	金額
1 母父子寡婦福祉資金貸付費		千円
1 貸付費		89,929
2 貸付事務費		73,094
歲 出 合 計		16,835
		89,929

議案第 4 号

令和 7 年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

令和 7 年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,392,728 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険税		4,404,985
	1 国民健康保険税	4,404,985
2 使用料及び手数料		3,878
	1 手数料	3,876
	2 証紙収入	2
3 国庫支出金		71
	1 国庫補助金	71
4 県支出金		17,653,614
	1 県負担金	17,242,879
	2 県補助金	410,734
	3 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		1,184
	1 財産運用収入	1,184
6 繰入金		2,248,592
	1 一般会計繰入金	2,115,117
	2 基金繰入金	133,475
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		80,403
	1 延滞金、加算金及び過料	67,259
	2 雜入	13,144
歳 入 合 計		24,392,728

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 470,711
1 総務管理費		227,799
2 徴税費		242,365
3 運営協議会費		547
2 保険給付費		17,348,721
1 療養諸費		15,068,602
2 高額療養費		2,219,540
3 移送費		2
4 出産育児諸費		48,021
5 葬祭諸費		9,900
6 医療費助成費		2,500
7 傷病手当金		156
3 国民健康保険事業費納付金		6,286,272
1 医療給付費納付金		4,259,163
2 後期高齢者支援金等納付金		1,560,907
3 介護納付金		466,202
4 保健事業費		255,231
1 保健事業費		255,231
5 基金積立金		1,157
1 基金積立金		1,157
6 諸支出金		30,636
1 償還金及び還付加算金		30,636
歳 出 合 計		24,392,728

議案第 5 号

令和 7 年度盛岡市介護保険費特別会計予算

令和 7 年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,493,098 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

第1表 島根県歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 保険料		5,920,600
	1 介護保険料	5,920,600
2 使用料及び手数料		730
	1 手数料	730
3 国庫支出金		6,352,546
	1 国庫負担金	4,871,772
	2 国庫補助金	1,480,774
4 支払基金交付金		7,246,338
	1 支払基金交付金	7,246,338
5 県支出金		3,763,229
	1 県負担金	3,673,676
	2 県補助金	89,553
6 財産収入		2,280
	1 財産運用収入	2,280
7 繰入金		4,200,564
	1 一般会計繰入金	4,082,510
	2 基金繰入金	118,054
8 繰越金		7
	1 繰越金	7
9 諸収入		6,804
	1 延滞金、加算金及び過料	387
	2 雜入	6,417
歳 入 合 計		27,493,098

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 417,770
1 総務管理費		205,208
2 徴収費		46,778
3 介護認定審査会費		162,864
4 趣旨普及費		2,920
2 保険給付費		26,293,684
1 介護サービス等諸費		24,393,050
2 介護予防サービス等諸費		614,473
3 その他諸費		29,577
4 高額介護サービス等費		702,037
5 高額医療合算介護サービス等費		78,318
6 特定入所者介護サービス等費		476,229
3 地域支援事業費		656,169
1 介護予防・生活支援サービス事業費		524,638
2 一般介護予防事業費		16,480
3 包括的支援事業・任意事業費		111,569
4 その他諸費		2,363
5 高額介護予防サービス費		528
6 高額医療合算介護予防サービス費		591
4 保健福祉事業費		9,057
1 保健福祉事業費		9,057
5 基金積立金		2,280
1 基金積立金		2,280
6 諸支出金		113,138
1 償還金及び還付加算金		6,316
2 繰出金		106,822

款	項	金額
7 予備費		千円
	1 予備費	1,000
	歳出合計	27,493,098

議案第 6 号

令和 7 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

令和 7 年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,299,633 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		3,484,525
	1 後期高齢者医療保険料	3,484,525
2 使用料及び手数料		642
	1 手数料	642
3 繰入金		807,591
	1 一般会計繰入金	807,591
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		6,874
	1 延滞金、加算金及び過料	672
	2 償還金及び還付加算金	6,200
	3 雜入	2
歳 入 合 計		4,299,633

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 53,591
	1 総務管理費	4,471
	2 徴収費	49,120
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,238,842
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,238,842
3 諸支出金		6,200
	1 償還金及び還付加算金	6,200
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		4,299,633

議案第 7 号

令和 7 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

令和 7 年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 956,903 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

第1表 峰入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 624,444
1 使用料		624,443
2 手数料		1
2 繰入金		49,321
1 一般会計繰入金		49,321
3 繰越金		1
1 繰越金		1
4 諸収入		283,137
1 雜入		283,137
歳 入 合 計		956,903

歳 出

款	項	金額
1 市場総務費		千円 734,139
	1 市場管理費	734,139
2 公債費		222,264
	1 公債費	222,264
3 予備費		500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	956,903

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場冷却設備更新工事に必要とする経費について の債務負担 (令和 7 年度分)	自 令和 7 年度 至 令和 9 年度	千円 8 億 8, 345 万円に物価変動等による増 減額を加算した額

議案第 8 号

令和 7 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計予算

令和 7 年度盛岡市の新産業等用地整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,436,320 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方

債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 104,297
	1 一般会計繰入金	104,297
2 市債		761,400
	1 市債	761,400
3 使用料及び手数料		1,649
	1 使用料	1,649
4 財産収入		568,974
	1 財産運用収入	60
	2 財産売扱収入	568,914
	歳 入 合 計	1,436,320

歳 出

款	項	金額
1 新産業等用地整備事業費		千円 1,331,979
	1 新産業等用地整備費	1,331,979
2 新産業等用地管理費		122
	1 新産業等用地管理費	122
3 公債費		104,219
	1 公債費	104,219
	歳 出 合 計	1,436,320

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
新 産 業 等 用 地 整 備 事 業 債	761, 400	借入先 財務省、銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 令和 7 年度 ただし、財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えることがで きる。
計	761, 400			

議案第 9 号

令和 7 年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

令和 7 年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,965 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 財産収入		12,964
	1 財産運用収入	12,964
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
	歳 入 合 計	12,965

歳 出

款	項	金額
1 管理事務費		千円 12,965
	1 管理事務費	12,965
	歳 出 合 計	12,965

議案第 10 号

令和 7 年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

令和 7 年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,722 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 財産収入		2,721
	1 財産運用収入	2,720
	2 財産売払収入	1
2 諸収入		1
	1 雜入	1
	歳 入 合 計	2,722

歳 出

款	項	金額
1 財産費		千円 2,722
	1 財産管理費	2,722
	歳 出 合 計	2,722

議案第 11 号

令和 7 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計予算

令和 7 年度盛岡市の東中野、東安庭、門財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 679 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 財産収入		8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売払収入	1
2 繰入金		670
	1 一般会計繰入金	670
3 諸収入		1
	1 雜入	1
歳 入 合 計		679

歳 出

款	項	金額
1 財産費		千円 679
	1 財産管理費	679
	歳 出 合 計	679

盛岡市犯罪被害者等支援条例について

盛岡市犯罪被害者等支援条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市の区域内に居住する者、市の区域内に通勤する者及び市の区域内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 市の区域内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市の区域内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、岩手県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に關係するものをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷^{ひぼう}、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有するとの認識の下に行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該支援により二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことがで

きるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、市と関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続等のために必要な休暇を取得しやすい環境の整備その他の犯罪被害者等の勤務環境について十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(計画の策定等)

第6条 市長は、犯罪被害者等の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画の策定、変更等に当たっては、盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第10条 市は、市民等及び事業者が二次被害及び再被害を生じさせることのないように、関係機関等と協力して、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

(教育活動の支援)

第11条 市は、学校、家庭及び地域社会において行われる犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるための教育活動を支援するものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(協議会)

第13条 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し必要な事項について審議するため、市長の附属機関として盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画に関する意見に関すること。
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関する意見及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。

第14条 協議会は、委員8人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第16条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 協議会の庶務は、市民部において処理する。

第18条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らか

にするとともに、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第 16 号

盛岡市こども未来会議条例について

盛岡市こども未来会議条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市こども未来会議条例

(設置)

第 1 条 こども施策（こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）の総合的な推進に関する重要事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として、盛岡市こども未来会議（以下「こども未来会議」という。）を置く。

2 こども未来会議は、次に掲げる規定に基づき設置する機関とする。

- (1) 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条
- (3) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項
- (4) こども基本法第 13 条第 3 項

(組織)

第 2 条 こども未来会議は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) こどもの保護者
- (3) こども施策に関する事業に従事する者
- (4) こども施策に関し知識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 3 条 こども未来会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 こども未来会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 こども未来会議は、市長が招集する。

2 こども未来会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 こども未来会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 こども未来会議が第3条第1項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(部会)

第6条 こども未来会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(こども未来会議の議決の特例)

第7条 こども未来会議は、その定めるところにより、部会の議決をもってこども未来会議の議決とすることができます。

(庶務)

第8条 こども未来会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、こども未来会議の運営に関し必要な事項は、会長がこども未来会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 盛岡市青少年問題協議会設置条例（昭和34年条例第14号）

(2) 盛岡市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第38号）

提案理由

こども施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として、盛岡市こども未来会議を設置しようとするものである。

議案第 17 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「1,446人」を「1,428人」に、「144人」を「150人」に、「204人」を「203人」に、「240人」を「246人」に、「88人」を「90人」に、「224人」を「222人」に、「52人」を「51人」に、「2,295人」を「2,281人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

議案第 18 号

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和34年条例第34号）の一部を次のように
改正する。

第 8 条の 2 第 2 項及び第 4 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改
める。

第14条第 1 項中「者で」を「者（第17条第 1 項において「配偶者等」という。）で」に改める。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する措置等）

第17条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出た
ときは、当該職員に対し、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条にお
いて「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等
の請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対し、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月 1 日から翌年の 3 月
31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に
掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

国及び県の例に準じ、時間外勤務の制限を請求することができる職員の範囲を拡大するとともに、
配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する措置等及び介護両立支援制度等に係る勤務
環境の整備に関する措置について定めようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。
第11条第12項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第15項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第17項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例第11条第12項（第4号に係る部分に限り、同条第16項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した盛岡市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

国の例に準じ、雇用保険法（昭和49年法律第 116号）に規定する基本手当に相当する退職手当を同法に規定する地域延長給付の例により支給することができる期間を 2 年延長するとともに、同法の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

議案第 20 号

盛岡市旅費条例の一部を改正する条例について

盛岡市旅費条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市旅費条例の一部を改正する条例

盛岡市旅費条例（昭和26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（盛岡市旅費支給条例等の廃止）」を付する。

附則第 3 項に見出しとして「（鉄道賃及び船賃の額の算定の特例）」を付する。

附則第 4 項に見出しとして「（玉山村の編入に伴う経過措置）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（国家公務員等の旅費に関する法律の準用等の特例）

5 当分の間、第29条及び第30条の規定の適用については、第29条中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」と、「）を」とあるのは「。次条において「旧旅費法」という。）を」と、第30条中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは「旧旅費法」とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

条例で定めるもの以外の旅費の支給又は外国旅行の旅費に係る国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114 号）の準用等の特例を定めようとするものである。

議案第 21 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表 8 の項の右欄を次のように改める。

申請又は通知 1 件につき、第 1 号に定める額（当該申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる基準に適合させるものである場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第 6 項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出する場合を除く。）にあっては、その額に第 2 号に定める額を加算した額）

(1) 次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計（建築物を建築する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に相当する面積、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。）にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 に相当する面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 に相当する面積。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申請又は通知に係る床面積の合計が 30 平方メートル以下の場合 8,000 円

イ 申請又は通知に係る床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以下の場合 1 万 5,000 円

ウ 申請又は通知に係る床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下の場合 2 万 8,000 円

エ 申請又は通知に係る床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下の場合 3 万 3,000 円

オ 申請又は通知に係る床面積の合計が 500平方メートルを超える場合 1,000平方メートル以下の場合 4万 9,000円

カ 申請又は通知に係る床面積の合計が 1,000平方メートルを超える場合 2,000平方メートル以下の場合 6万 8,000円

キ 申請又は通知に係る床面積の合計が 2,000平方メートルを超える場合 1万平方メートル以下の場合 20万円

ク 申請又は通知に係る床面積の合計が 1万平方メートルを超える場合 5万平方メートル以下の場合 32万円

ケ 申請又は通知に係る床面積の合計が 5万平方メートルを超える場合 61万円

(2) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）又は複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。）であって住戸の数が1であるものの住宅部分（同条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。）次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合させる部分の床面積に限る。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 申請又は通知に係る床面積の合計が 200平方メートル未満の場合 1万 3,000円

(イ) 申請又は通知に係る床面積の合計が 200平方メートル以上の場合 1万 5,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 申請又は通知に係る床面積の合計が 300平方メートル未満の場合 2万 4,000円

(イ) 申請又は通知に係る床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の場合 3万 8,000円

(ウ) 申請又は通知に係る床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の場合 6万円

(エ) 申請又は通知に係る床面積の合計が 5,000平方メートル以上の場合 7万 8,000円

別表10の項の右欄を次のように改める。

申請又は通知1件につき、第1号に定める額（当該申請又は通知に係る建築物の建築が要確認特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為をいう。以下この項及び12の項において同じ。）又は要通知特定建築行為（同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為をいう。以下この項及び12の項にお

いて同じ。) に該当する場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)

(1) 次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計 (建築物を建築した場合 (移転した場合を除く。) にあっては当該建築に係る部分の床面積、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項及び12の項において同じ。) の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 1万 4,000円

イ 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以下の場合 1万 8,000円

ウ 申請又は通知に係る床面積の合計が 100平方メートルを超える200平方メートル以下の場合 2万 3,000円

エ 申請又は通知に係る床面積の合計が 200平方メートルを超える500平方メートル以下の場合 3万 2,000円

オ 申請又は通知に係る床面積の合計が 500平方メートルを超える1,000平方メートル以下の場合 5万 3,000円

カ 申請又は通知に係る床面積の合計が 1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以下の場合 7万 3,000円

キ 申請又は通知に係る床面積の合計が 2,000平方メートルを超える1万平方メートル以下の場合 17万円

ク 申請又は通知に係る床面積の合計が 1万平方メートルを超える5万平方メートル以下の場合 27万円

ケ 申請又は通知に係る床面積の合計が 5万平方メートルを超える場合 51万円

(2) 次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計 (要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る部分の床面積に限る。以下この項において同じ。) の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 申請又は通知に係る床面積の合計が 200平方メートル未満の場合 7,000円

イ 申請又は通知に係る床面積の合計が 200平方メートル以上 500平方メートル未満の場合 9,000円

ウ 申請又は通知に係る床面積の合計が 500平方メートル以上 1,000平方メートル未満の場合 2万円

エ 申請又は通知に係る床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の場合 2万 3,000円

オ 申請又は通知に係る床面積の合計が 2,000平方メートル以上 1万平方メートル未満の場合 8万 4,000円

カ 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートル以上の場合 12万円

別表12の項の右欄を次のように改める。

申請又は通知1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該申請又は通知に係る建築物の建築が要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に該当する場合にあっては、その額に10の項の右欄第2号アからカまでに掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第2号アからカまでに定める額を加算した額）

- (1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 1万 3,000円
- (2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以下の場合 1万 7,000円
- (3) 申請又は通知に係る床面積の合計が 100平方メートルを超え 200平方メートル以下の場合 2万 2,000円
- (4) 申請又は通知に係る床面積の合計が 200平方メートルを超え 500平方メートル以下の場合 3万 1,000円
- (5) 申請又は通知に係る床面積の合計が 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下の場合 5万 1,000円
- (6) 申請又は通知に係る床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下の場合 6万 9,000円
- (7) 申請又は通知に係る床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 1万平方メートル以下の場合 16万円
- (8) 申請又は通知に係る床面積の合計が 1万平方メートルを超え 5万平方メートル以下の場合 26万円
- (9) 申請又は通知に係る床面積の合計が 5万平方メートルを超える場合 50万円

別表15の項、16の項及び23の項中「3万 3,000円」を「3万 4,000円」に改め、同表40の3の項の右欄第2号中「1万 4,000円」を「1万 5,000円」に改め、同欄第3号中「2万 1,000円」を「2万 8,000円」に改め、同欄第4号中「2万 7,000円」を「3万 3,000円」に改め、同欄第5号中「4万 8,000円」を「4万 9,000円」に改め、同表40の4の項の右欄第2号中「1万 4,000円」を「1万 5,000円」に改め、同欄第3号中「2万 1,000円」を「2万 8,000円」に改め、同欄第4号中「2万 7,000円」を「3万 3,000円」に改め、同欄第5号中「4万 8,000円」を「4万 9,000円」に改め、同表51の項及び51の2の項を次のように改める。

51 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191号）第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成等に関する	宅地造成等工事許可申請手数料	(1) 申請に係る盛土、切土又は土石の堆積（以下この項及び51の2の項において「盛土等」という。）をする土地の
---	----------------	---

工事の許可又は同法第30条第1項本文の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	<p>面積が 500平方メートル以下の場合 1万 2,000円</p> <p>(2) 申請に係る盛土等をする土地の面積が 500平方メートルを超える場合 1,000平方メートル以下の場合 2万 1,000円</p> <p>(3) 申請に係る盛土等をする土地の面積が 1,000平方メートルを超える場合 2,000平方メートル以下の場合 3万円</p> <p>(4) 申請に係る盛土等をする土地の面積が 2,000平方メートルを超える場合 3,000平方メートル以下の場合 4万 5,000円</p> <p>(5) 申請に係る盛土等をする土地の面積が 3,000平方メートルを超える場合 5,000平方メートル以下の場合 5万 6,000円</p> <p>(6) 申請に係る盛土等をする土地の面積が 5,000平方メートルを超える場合 1万平方メートル以下の場合 7万 5,000円</p> <p>(7) 申請に係る盛土等をする土地の面積が 1万平方メートルを超える場合 2万平方メートル以下の場合 11万 9,000円</p> <p>(8) 申請に係る盛土等をする土地の面積が 2万平方メートルを超える場合 4万平方メートル以下の場合 18万 5,000円</p> <p>(9) 申請に係る盛土等をする土地の面積が 4万平方メートルを超える場合 7万平方メートル以下の場合 29万 5,000円</p>
---	---

		<p>(10) 申請に係る盛土等をする土地の面積が7万平方メートルを超える場合 42万 4,000円</p> <p>(11) 申請に係る盛土等をする土地の面積が10万平方メートルを超える場合 55万 2,000円</p>
51の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更に係る許可又は同法第35条第1項本文の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る許可の申請に対する審査	宅地造成等工事計画変更許可申請手数料	変更許可申請に係る盛土等をする土地の面積に応じ、51の項の右欄に規定する金額

別表51の2の項の次に次のように加える。

51の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の検査又は同法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査手数料	<p>(1) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートル以下の場合 4,000円</p> <p>(2) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超える場合 6,000円</p> <p>(3) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が1万平方メートルを超える場合 1万 2,000円</p> <p>(4) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超える場合 2万円</p>
---	-----------------------------	--

		(5) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超える場合 3万 4,000円 (6) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超える場合 4万 5,000円 (7) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超える場合 8万 9,000円
--	--	---

別表55の項の右欄第1号ア中「8,600円」を「1万 3,000円」に改め、同号イ中「2万 2,000円」を「3万円」に改め、同号ウ中「4万 3,000円」を「5万 5,000円」に改め、同号エ中「8万 6,000円」を「10万円」に改め、同号オ中「13万円」を「15万円」に改め、同号カ中「17万円」を「21万円」に改め、同号キ中「22万円」を「31万円」に改め、同号ク中「30万円」を「42万円」に改め、同欄第2号ア中「1万 3,000円」を「1万 7,000円」に改め、同号イ中「3万円」を「3万 8,000円」に改め、同号ウ中「6万 5,000円」を「7万 7,000円」に改め、同号エ中「12万円」を「13万円」に改め、同号オ中「20万円」を「22万円」に改め、同号カ中「27万円」を「31万円」に改め、同号キ中「34万円」を「43万円」に改め、同号ク中「48万円」を「60万円」に改め、同欄第3号ア中「8万 6,000円」を「9万円」に改め、同号イ中「13万円」を「14万円」に改め、同号ウ中「19万円」を「20万円」に改め、同号エ中「26万円」を「27万円」に改め、同号オ中「39万円」を「41万円」に改め、同号カ中「51万円」を「55万円」に改め、同号キ中「66万円」を「75万円」に改め、同号ク中「87万円」を「99万円」に改め、同表56の項中「87万円」を「99万円」に改め、同表63の項を次のように改める。

63 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条第1項の規定に基づく開発行為又は建築に関する証明書の交付	開発行為等証明書交付手数料	1件につき 1,340円
---	---------------	--------------

別表65の11の項の右欄第2号ア中「8の項の右欄各号」を「8の項の右欄第1号アからケまで」に、「当該各号」を「それぞれ同欄第1号アからケまで」に改め、同表65の12の項の右欄第1号ウ及びエ中「8の項の右欄」を「8の項の右欄第1号」に改め、同欄第2号ア中「8の項の右欄各号」を「8の項の右欄第1号アからケまで」に、「当該各号」を「それぞれ同欄第1号アからケまで」

に改め、同表65の14の項の右欄第1号中「8の項の右欄各号」を「8の項の右欄第1号アからケまで」に、「当該各号」を「それぞれ同欄第1号アからケまで」に改め、同表65の15の項の右欄第1号中「8の項の右欄各号」を「8の項の右欄第1号アからケまで」に、「当該各号」を「それぞれ同欄第1号アからケまで」に改め、同表65の16の項の右欄を次のように改める。

認定申請1件につき、第1号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）

(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項、65の20の項及び65の22の項において「省令」という。）第10条第2号イ(1) 及びロ(1) に定める基準への適合性（以下この項及び65の22の項において「第1基準適合性」という。）に係る認定申請に係る一戸建ての住宅に限る。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）であって住戸の数が1であるものの住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の20の項から65の23の項までにおいて同じ。）（第1基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。）

(ア) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 3万 6,000円（市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、5,000円）

(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上 400平方メートル未満のもの 7万 2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）

(ウ) 床面積の合計が 400平方メートル以上 800平方メートル未満のもの 10万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万 7,000円）

(エ) 床面積の合計が 800平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 14万 2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万 8,000円）

(オ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上 4,000平方メートル未満のもの 20万 4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、4万 6,000円）

(カ) 床面積の合計が 4,000平方メートル以上 8,000平方メートル未満のもの 29万 2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万 3,000円）

(キ) 床面積の合計が 8,000平方メートル以上 1万 6,000平方メートル未満のもの 39万

6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、13万 1,000円）

(ク) 床面積の合計が 1万 6,000平方メートル以上 2万 4,000平方メートル未満のもの

51万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、16万 6,000円）

(ケ) 床面積の合計が 2万 4,000平方メートル以上のもの 60万 9,000円（適合証の提出
がある場合にあっては、17万 7,000円）

イ 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2) 及びロ(2) に定める基準への適合性（以下
この項、65の17の項及び65の22の項において「第2基準適合性」という。）又は同号イ
(1) 及びロ(2) 若しくはイ(2) 及びロ(1) に定める基準への適合性（以下この項、65の
17の項及び65の22の項において「第3基準適合性」という。）に係る認定申請に係る一
戸建ての住宅に限る。）又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が1であるもの
の住宅部分（第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限
る。）

(ア) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 第2基準適合性に係る認定申請にあ
っては 1万 8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、5,000円）、第3基準適
合性に係る認定申請にあっては 2万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、
5,000円）

(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの 第2基準適合性に係る認定申請にあ
っては 1万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、5,000円）、第3基準適
合性に係る認定申請にあっては 2万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、
5,000円）

ウ 共同住宅等（第1基準適合性に係る認定申請に係る共同住宅等に限る。）又は住宅・
非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分（第1基準適合性に
係る認定申請に係る住宅部分に限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住
宅部分に係るア(ア) から(ケ) までに掲げる床面積（住戸の床面積に限る。）の合計の区
分に応じ、それぞれア(ア) から(ケ) までに定める額に、次に掲げる共同住宅等又は住宅
・非住宅複合建築物の共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。
以下この項、65の20の項及び65の22の項において同じ。）の床面積（ア) から(カ) まで
において「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した
額

(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの 11万 4,000円（適合証の提出がある
場合にあっては、1万円）

(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 18万 7,000
円（適合証の提出がある場合にあっては、2万 8,000円）

(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 29万

2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万3,000円）

(イ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 37万4,000

円（適合証の提出がある場合にあっては、13万1,000円）

(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 44万

7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、16万6,000円）

(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 52万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、20万7,000円）

エ 共同住宅等（第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請に係る共同住宅等に限る。）又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分（第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係るイ(ア)又は(イ)に掲げる床面積（住戸の床面積に限る。）の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の共用部分の床面積（(ア)から(エ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 第2基準適合性に係る認定申請にあっては3万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）、第3基準適合性に係る認定申請にあっては5万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第2基準適合性に係る認定申請にあっては5万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万1,000円）、第3基準適合性に係る認定申請にあっては8万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万1,000円）

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第2基準適合性に係る認定申請にあっては10万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、4万6,000円）、第3基準適合性に係る認定申請にあっては15万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、4万6,000円）

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 第2基準適合性に係る認定申請にあっては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万3,000円）、第3基準適合性に係る認定申請にあっては22万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万3,000円）

オ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（カに掲げる建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の20の項から65の23の項までにおいて同じ。）（カ

に掲げる部分を除く。)

(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの 省令第10条第1号イ(1) 及びロ(1) に定める基準への適合性 (以下この項及び65の22の項において「第4基準適合性」という。) に係る認定申請にあっては23万 5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万円) 、同号イ(2) 及びロ(2) に定める基準への適合性 (以下この項及び65の22の項において「第5基準適合性」という。) に係る認定申請にあっては9万円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万円)

(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては29万 5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万 7,000円) 、第5基準適合性に係る認定申請にあっては11万 5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万 7,000円)

(ウ) 床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては38万円 (適合証の提出がある場合にあっては、2万 8,000円) 、第5基準適合性に係る認定申請にあっては15万 1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、2万 8,000円)

(エ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては54万 3,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万 3,000円) 、第5基準適合性に係る認定申請にあっては24万 4,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万 3,000円)

(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては66万 8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、13万 1,000円) 、第5基準適合性に係る認定申請にあっては31万 9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、13万 1,000円)

(カ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては79万円 (適合証の提出がある場合にあっては、16万 6,000円) 、第5基準適合性に係る認定申請にあっては38万 3,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、16万 6,000円)

(キ) 床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては90万 1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、20万 7,000円) 、第5基準適合性に係る認定申請にあっては44万 9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、20万 7,000円)

カ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち、専ら工場、畜舎、自動車

車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。）

（ア）床面積の合計が300平方メートル未満のもの 省令第10条第1号ロ(1)に定める基準への適合性（以下この項及び65の22の項において「第6基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては2万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）、同号ロ(2)に定める基準への適合性（以下この項及び65の22の項において「第7基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては2万円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては3万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万7,000円）、第7基準適合性に係る認定申請にあっては2万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万7,000円）

（ウ）床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては4万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万8,000円）、第7基準適合性に係る認定申請にあっては3万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万8,000円）

（エ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては10万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万3,000円）、第7基準適合性に係る認定申請にあっては9万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万3,000円）

（オ）床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては15万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、13万1,000円）、第7基準適合性に係る認定申請にあっては14万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、13万1,000円）

（カ）床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては19万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、16万6,000円）、第7基準適合性に係る認定申請にあっては18万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、16万6,000円）

（キ）床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては23万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、20万7,000円）、第7基準適合性に係る認定申請にあっては22万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、20万7,000円）

キ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住宅部分、非住宅部分及び建築物全体に係るものと含む。）ア(ア)から(ケ)まで及びウ(ア)から(カ)までに定める額（

住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係る認定申請が第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請である場合にあっては、イ(ア) 又は(イ) 及びエ(ア) から(エ) までに定める額) を合算した額に、オ(ア) から(キ) まで (住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、カ(ア) から(キ) まで) に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれオ(ア) から(キ) まで (住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、カ(ア) から(キ) まで) に定める額を加算した額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 8の項の右欄第1号アからケまでに掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第1号アからケまでに定める額

イ 建築設備 (建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。) 及び工作物 (同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。) に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額

別表65の17の項の右欄第1号ア中「8の項の右欄」を「8の項の右欄第1号」に、「に係る」を「又は第3基準適合性に係る」に改め、同号イ中「8の項の右欄」を「8の項の右欄第1号」に、「に係る」を「又は第3基準適合性に係る」に改め、同号ウ及びエ中「8の項の右欄」を「8の項の右欄第1号」に改め、同号オ中「第2基準適合性」の次に「又は第3基準適合性」を加え、「8の項の右欄」を「8の項の右欄第1号」に改め、同欄第2号ア中「8の項の右欄各号」を「8の項の右欄第1号アからケまで」に、「当該各号」を「それぞれ同欄第1号アからケまで」に改め、同表65の20の項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項の右欄を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請 (以下この項及び65の21の項において「判定申請」という。) 1件につき、次に掲げる要確認特定建築行為 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。) 又は要通知特定建築行為 (同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。) に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の23の項までにおいて同じ。) 次に掲げる判定申請に係る床面積の合計 (要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る部分の床面積に限る。以下この項において同じ。) の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 省令第1条第1項第2号イ(1) 及びロ(1) に定める基準への適合性 (以下この項において「第1基準適合性」という。) に係

る判定申請にあっては3万5,000円、同号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第2基準適合性」という。）に係る判定申請にあっては2万6,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 第1基準適合性に係る判定申請にあっては4万円、第2基準適合性に係る判定申請にあっては2万9,000円

(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。65の21の項から65の23の項までにおいて同じ。） 次に掲げる判定申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積（住宅部分の省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあっては、共用部分の床面積を除く。イからエまでにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの 第1基準適合性に係る判定申請にあっては7万1,000円、第2基準適合性に係る判定申請にあっては5万3,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第1基準適合性に係る判定申請にあっては11万9,000円、第2基準適合性に係る判定申請にあっては8万9,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第1基準適合性に係る判定申請にあっては20万3,000円、第2基準適合性に係る判定申請にあっては15万4,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 第1基準適合性に係る判定申請にあっては29万円、第2基準適合性に係る判定申請にあっては22万5,000円

(3) 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の23の項までにおいて同じ。）（次号に掲げる建築物を除く。） 次に掲げる判定申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項において「第3基準適合性」という。）に係る判定申請にあっては23万5,000円、同号ロに定める基準への適合性（以下この項において「第4基準適合性」という。）に係る判定申請にあっては9万円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては29万5,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては11万5,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては38万円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては15万1,000円

エ 床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては54万 3,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては24万 4,000円

オ 床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては66万 8,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては31万 9,000円

カ 床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては79万円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては38万 3,000円

キ 床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては90万 1,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては44万 9,000円

(4) 非住宅建築物のうち非住宅部分の全部を工場等（省令第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この項から65の23の項までにおいて同じ。）の用途に供するもの 次に掲げる判定申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては2万 4,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては2万円

イ 床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては3万 2,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては2万 7,000円

ウ 床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては4万 4,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては3万 9,000円

エ 床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては10万 5,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては9万 8,000円

オ 床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては15万 6,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては14万 8,000円

カ 床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては19万 2,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては18万 4,000円

キ 床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあっては23万 8,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあっては22万 8,000円

(5) 複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から65

の23の項までにおいて同じ。) の建築物全体 次のア又はイに掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては第1号ア又はイに掲げる判定申請に係る床面積の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては第2号アからエまでに掲げる判定申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからエまでに定める額

イ 非住宅部分 第3号アからキまで(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、第4号アからキまで)に掲げる判定申請に係る床面積の区分に応じ、それぞれ第3号アからキまで(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、第4号アからキまで)に定める額

別表65の21の項中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同項の右欄を次のように改める。

判定申請1件につき、次の各号に掲げる要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額

(1) 一戸建ての住宅 65の20の項の右欄第1号ア又はイに掲げる判定申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ア又はイに定める額

(2) 共同住宅等 65の20の項の右欄第2号アからエまでに掲げる判定申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第2号アからエまでに定める額

(3) 非住宅建築物(次号に掲げる建築物を除く。) 65の20の項の右欄第3号アからキまでに掲げる判定申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第3号アからキまでに定める額

(4) 非住宅建築物のうち非住宅部分の全部を工場等の用途に供するもの 65の20の項の右欄第4号アからキまでに掲げる判定申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第4号アからキまでに定める額

(5) 複合建築物の建築物全体 次のア又はイに掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては65の20の項の右欄第1号ア又はイに掲げる判定申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の20の項の右欄第2号アからエまでに掲げる判定申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ

じ、それぞれ65の20の項の右欄第2号アからエまでに定める額

イ 非住宅部分 65の20の項の右欄第3号アからキまで（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同欄第4号アからキまで）に掲げる判定申請に係る床面積の合計（8の項の右欄第1号の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第3号アからキまで（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同欄第4号アからキまで）に定める額

別表65の22の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項の右欄を次のように改める。

認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては3万5,000円（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、5,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては1万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、5,000円）、第3基準適合性に係る認定申請にあっては2万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、5,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては4万円（適合証の提出がある場合にあっては、5,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては1万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、5,000円）、第3基準適合性に係る認定申請にあっては2万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、5,000円）

イ 共同住宅等又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積（住宅部分の省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号の数値とする場合にあっては、共用部分の床面積を除く。（イ）から（エ）までにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては7万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては3万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）、第3基準適合性に係る認定申請にあっては5

万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）

(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては11万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万 1,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては5万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万 1,000円）、第3基準適合性に係る認定申請にあっては8万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万 1,000円）

(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては20万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、4万 6,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては10万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、4万 6,000円）、第3基準適合性に係る認定申請にあっては15万 4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、4万 6,000円）

(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては29万円（適合証の提出がある場合にあっては、8万 3,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては16万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万 3,000円）、第3基準適合性に係る認定申請にあっては22万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万 3,000円）

ウ 非住宅建築物（エに掲げる建築物を除く。）又は複合建築物の非住宅部分（エに掲げる部分を除く。） 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては23万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては9万円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）

(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては29万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万 7,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては11万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万 7,000円）

(ウ) 床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては38万円（適合証の提出がある場合にあっては、2万 8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては15万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万 8,000円）

(エ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては54万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万 3,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては24万 4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万 3,000円）

(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては66万 8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、13万 1,000円) 、第5基準適合性に係る認定申請にあっては31万 9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、13万 1,000円)

(カ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては79万円 (適合証の提出がある場合にあっては、16万 6,000円) 、第5基準適合性に係る認定申請にあっては38万 3,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、16万 6,000円)

(キ) 床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては90万 1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、20万 7,000円) 、第5基準適合性に係る認定申請にあっては44万 9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、20万 7,000円)

エ 非住宅建築物のうち非住宅部分の全部を工場等の用途に供するもの又は複合建築物の非住宅部分のうちその全部を工場等の用途に供するもの 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては2万 4,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万円) 、第7基準適合性に係る認定申請にあっては2万円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万円)

(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては3万 2,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万 7,000円) 、第7基準適合性に係る認定申請にあっては2万 7,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万 7,000円)

(ウ) 床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては4万 4,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、2万 8,000円) 、第7基準適合性に係る認定申請にあっては3万 9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、2万 8,000円)

(エ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては10万 5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万 3,000円) 、第7基準適合性に係る認定申請にあっては9万 8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万 3,000円)

(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては15万 6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、13万 1,000円) 、第7基準適合性に係る認定申請にあっては14万 8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、13万 1,000円)

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては19万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、16万6,000円）、第7基準適合性に係る認定申請にあっては18万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、16万6,000円）

(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあっては23万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、20万7,000円）、第7基準適合性に係る認定申請にあっては22万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、20万7,000円）

オ 複合建築物の建築物全体 次の(ア) 又は(イ) に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア) 又は(イ) に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあってはア(ア) 又は(イ) に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア) 又は(イ) に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあってはイ(ア) から(エ) までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア) から(エ) までに定める額

(イ) 非住宅部分 ウに掲げる非住宅部分にあってはウ(ア) から(キ) までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア) から(キ) までに定める額、エに掲げる非住宅部分にあってはエ(ア) から(キ) までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれエ(ア) から(キ) までに定める額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 8の項の右欄第1号アからケまでに掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第1号アからケまでに定める額

イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の23の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額

別表65の23の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項の右欄を次のように改める。

変更認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号ア(ア) 又は(イ) に掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄第1

号の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア) 又は(イ) に定める額

イ 共同住宅等又は複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号イ(ア) から(エ) までに掲げる申請に係る床面積の合計 (8の項の右欄第1号の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア) から(エ) までに定める額

ウ 非住宅建築物 (エに掲げる建築物を除く。) 又は複合建築物の非住宅部分 (エに掲げる部分を除く。) 65の22の項の右欄第1号ウ(ア) から(キ) までに掲げる申請に係る床面積の合計 (8の項の右欄第1号の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア) から(キ) までに定める額

エ 非住宅建築物のうち非住宅部分の全部を工場等の用途に供するもの又は複合建築物の非住宅部分のうちその全部を工場等の用途に供するもの 65の22の項の右欄第1号エ(ア) から(キ) までに掲げる申請に係る床面積の合計 (8の項の右欄第1号の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号エ(ア) から(キ) までに定める額

オ 複合建築物の建築物全体 次の(ア) 又は(イ) に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア) 又は(イ) に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号ア(ア) 又は(イ) に掲げる申請に係る床面積の合計 (8の項の右欄第1号の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア) 又は(イ) に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号イ(ア) から(エ) までに掲げる申請に係る床面積の合計 (8の項の右欄第1号の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア) から(エ) までに定める額

(イ) 非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウに掲げる非住宅部分にあっては同欄第1号ウ(ア) から(キ) までに掲げる申請に係る床面積の合計 (8の項の右欄第1号の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア) から(キ) までに定める額、同欄第1号エに掲げる非住宅部分にあっては同欄第1号エ(ア) から(キ) までに掲げる申請に係る床面積の合計 (8の項の右欄第1号の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号エ(ア) から(キ) までに定める額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 8の項の右欄第1号アからケまでに掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第1号アからケまでに定める額

イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額

別表65の24の項を次のように改める。

65の24 削除		
----------	--	--

別表65の25の項中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」に、「第7条第2項」を「第9条第2項」に、「65の20の項の右欄各号」を「65の21の項の右欄各号」に、「特定建築行為に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)」を「要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表8の項、10の項、12の項、15の項、16の項、23の項、40の3の項、40の4の項、63の項、65の11の項、65の12の項、65の14の項から65の17の項まで及び65の20の項から65の25の項までの改正規定並びに次項から附則第4項まで及び附則第7項から第12項までの規定 令和7年4月1日

(2) 別表51の項及び51の2の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定並びに同表55の項及び56の項の改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和7年5月23日
(経過措置)

2 改正後の盛岡市手数料条例別表8の項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日(以下「第1号施行日」という。)以後にされる脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号。以下この項及び附則第10項において「改正法」という。)第4条の規定による改正後の建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請(建築設備(同法第87条の4の建築設備をいう。以下この項において同じ。)に係る部分を除く。)又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知(建築設備に係る部分を除く。)に対する審査の手数料について適用し、第1号施行日前にされた改正法第4条の規定による改正前の建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請(建築設備に係る部分を除く。)又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知(建築設備に係る部分を除く。)に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の盛岡市手数料条例別表15の項、16の項及び23の項の規定は、第1号施行日以後にされる建築基準法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号又は第53条第6項第3号の規定に基づく許可の申請に対する審査の手数料について適用し、第1号施行日前にされた同法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号又は第53条第6項第3号の規定に基づく許可の申請に対する審査の手

数料については、なお従前の例による。

- 4 改正後の盛岡市手数料条例別表40の3の項及び40の4の項の規定は、第1号施行日以後にされる建築基準法第86条の8第1項若しくは第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第87条の2第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料について適用し、第1号施行日前にされた同法第86条の8第1項若しくは第3項又は第87条の2第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。
- 5 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査に係る改正前の盛岡市手数料条例別表51の2の項に規定する手数料については、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（次項において「第2号施行日」という。）以後も、なお従前の例による。この場合において、同表51の2の項中「51の項の右欄」とあるのは、「盛岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和7年条例第●号）による改正前の51の項の右欄」とする。
- 6 改正後の盛岡市手数料条例別表55の項及び56の項の規定は、第2号施行日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第35条の2の規定に基づく許可の申請に対する審査の手数料について適用し、第2号施行日前にされた同法第29条又は第35条の2の規定に基づく許可の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。
- 7 改正後の盛岡市手数料条例別表65の11の項及び65の12の項の規定は、第1号施行日以後にされる長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項まで又は第8条第1項に規定する認定の申請に対する審査（同法第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。以下この項において同じ。）の手数料について適用し、第1号施行日前にされた同法第5条第1項から第7項まで又は第8条第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。
- 8 改正後の盛岡市手数料条例別表65の14の項及び65の15の項の規定は、第1号施行日以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第3項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する申出に係る審査の手数料について適用し、第1号施行日前にされた同法第10条第3項に規定する申出に係る審査の手数料については、なお従前の例による。
- 9 改正後の盛岡市手数料条例別表65の16の項及び65の17の項の規定は、第1号施行日以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定の申請に対する審査（同法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。以下この項において同じ。）の手数料について適用し、第1号施行日前にされた同法第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

10 改正後の盛岡市手数料条例別表65の20の項及び65の21の項の規定は、第1号施行日以後にされる改正法第2条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。次項において「新法」という。）第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の手数料について適用し、第1号施行日前にされた改正法第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（次項において「旧法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

11 改正後の盛岡市手数料条例別表65の22の項及び65の23の項の規定は、第1号施行日以後にされる新法第29条第1項又は第31条第1項に規定する認定の申請に対する審査（新法第30条第2項（新法第31条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。）の手数料について適用し、第1号施行日前にされた旧法第34条第1項又は第36条第1項に規定する認定の申請に対する審査（旧法第35条第2項（旧法第36条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。）の手数料については、なお従前の例による。

12 改正後の盛岡市手数料条例別表65の25の項の規定は、第1号施行日以後にされる脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号。以下「整備省令」という。）第2条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく同令第5条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に係る手数料について適用し、第1号施行日前にされた整備省令第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定に基づく同令第3条（同令第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定に伴い宅地造成等工事許可申請手数料等を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の改正に伴い住宅等に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 22 号

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例
盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例（平成19年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「64億 9,158万 9,233円」を「64億 5,257万 4,425円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岩手県競馬組合に対する貸付金の一部が償還されたことに伴い、岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を改定しようとするものである。

議案第 23 号

盛岡市水洗便所改造資金貸付基金条例を廃止する条例について

盛岡市水洗便所改造資金貸付基金条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市水洗便所改造資金貸付基金条例を廃止する条例

盛岡市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和48年条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

水洗便所改造資金貸付基金を廃止しようとするものである。

議案第 24 号

盛岡市教育振興基金条例の一部を改正する条例について

盛岡市教育振興基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市教育振興基金条例の一部を改正する条例

盛岡市教育振興基金条例（昭和40年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

盛岡市浅岸字元信46番の19	1. 45	山岸小学校
盛岡市浅岸字木々塚23番の25	1. 44	
盛岡市川目第 2 地割 1 番67	1. 94	中野小学校
盛岡市川目第16地割 147番 2 の内及び 147 番56	12. 25	河南中学校
盛岡市川目第19地割87番 1 の内及び87番10		

を

盛岡市浅岸字木々塚23番の25	1. 44	山岸小学
盛岡市川目第 2 地割 1 番67	1. 94	中野小学

校

に改める。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 （第 2 条関係）

学校林		学校名
所在	面積 (ヘクタール)	
盛岡市根田茂字金山沢国有林	1. 32	中野小学校
盛岡市砂子沢字毛無森国有林	2. 37	
盛岡市築川字岩部山国有林	1. 81	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市行造林契約及び分収造林契約の満了に伴い教育振興基金に属する山岸小学校の一部、河南中学校、大宮中学校、飯岡小学校、羽場小学校及び永井小学校の学校林を廃止するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 25 号

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

盛岡市屋外広告物条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中「450円」を「500円」に、「500円」を「550円」に、「2,600円」を「2,650円」に、「550円」を「600円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「1,650円」を「1,700円」に、「2,150円」を「2,200円」に、「700円」を「750円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

県の例に準じ、広告物等の表示又は設置の許可に係る手数料の額を改定しようとするものである。

議案第 26 号

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について

盛岡市生活改善センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例

盛岡市生活改善センター条例（昭和49年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表盛岡市川目生活改善センターの項を削る。

別表中	盛岡市川目生 活改善センタ ー	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,
		衣生活実 習室	300円	400円	500円	700円	900円	1,
		食生活実 習室	400円	500円	600円	900円	1, 100円	1,
別表中	盛岡市砂子沢 生活改善セン ター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,
		食生活実 習室	400円	500円	600円	900円	1, 100円	1,

200円
200円
500円
200円
500円

を	盛岡市砂子沢 生活改善セン ター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	
		食生活実 習室	400円	500円	600円	900円	1, 100円	

1, 200円
1, 500円

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

盛岡市川目生活改善センターを廃止しようとするものである。

議案第 27 号

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和 6 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、盛岡市地域包括支援センター運営協議会（盛岡市介護保険条例（平成 12 年条例第 26 号）第 20 条の盛岡市地域包括支援センター運営協議会をいう。次項において同じ。）が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域とみなして、前項の表の左欄に掲げる当該年度の前年度の 7 月 1 日における担当する区域の第 1 号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に定める職員及びその員数を当該一の区域内の当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該複数の地域包括支援センターがそれぞれ同項に定める基準を満たすものとする。この場合において、当該一の区域内の一の地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数の基準は、専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ（1）から（3）までに掲げる者のうちいづれか 2 人とする。

3 前 2 項の場合において、盛岡市地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要があると認めるときは、常勤の職員の員数については、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正に伴い、市が独自に定める地域包括支援センターの職員等に係る基準を改めようとするものである。

議案第 28 号

盛岡市軽費老人ホーム条例を廃止する条例について

盛岡市軽費老人ホーム条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市軽費老人ホーム条例を廃止する条例

盛岡市軽費老人ホーム条例（昭和49年条例第21号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

軽費老人ホームを廃止しようとするものである。

議案第 29 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市市営住宅条例（平成 9 年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項第 5 号中「) 又は」を「) 、」に改め、「受けた者」の次に「又は犯罪被害者等基本法（平成16年法律第 161号）第 2 条第 1 項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった同条第 2 項に規定する犯罪被害者等」を加える。

第19条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て」に、「若しくは」を「（第38条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは」に、「、敷金」を「敷金」に、「控除する」を「控除した残額を返還する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等について市営住宅への優先入居の取扱いをするとともに、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときに敷金をその債務の弁済に充てできることとするほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 30 号

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市コミュニティ住宅条例（平成 9 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て」に、「、敷金」を「敷金」に、「これを控除する」を「これらを控除した残額を返還する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときに敷金をその債務の弁済に充てることをできるとするほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 31 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

盛岡市児童館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例

盛岡市児童館条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表盛岡市立生出児童館の項を削る。

第 3 条第 2 項中「、盛岡市立生出児童館」及び「及び盛岡市立生出児童館」を削る。

第 8 条第 1 項中「及び盛岡市立生出児童館」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

生出児童館を廃止しようとするものである。

議案第 32 号

盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について
盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

認定こども園の認定の要件のうち食事の提供の方法に係る要件を改めようとするものである。

議案第 33 号

盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する科目を修めて卒業した者」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に、「もの」を「もの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程」を「又は旧大学令による大学」に、「衛生工学及び水道工学に関する科目以外の学科目」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に、「もの」を「もの（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第3号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した者」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に、「もの」を「もの（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に、「もの」を「もの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は科目」を削り、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「もの」を「もの（第1号卒業者にあっては1年以上、第2号卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「において」を「（次号において「高等学校等」という。）」に改め、

において」に、「水道」を「水道等」に、「もの」を「もの（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者で、その後8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者で、その後6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者で、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）で、その後同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあっては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学科以外の」を削り、「に関する科目」を「の課程」に、「科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）で、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者で、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第2項中「1,000立方メートル」を「1万立方メートル」に、「前項第2号」を「前項第

1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号に、「それぞれ」を「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めようとするものである。

議案第 34 号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように
に改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号の表中「6,278ヘクタール」を「6,080ヘクタール」に、「26万 1,700人」
を「25万 9,412人」に、「12万 501立方メートル」を「11万 8,893立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

公共下水道事業の予定処理区域等を改めようとするものである。

議案第 35 号

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

盛岡市水道事業給水条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

盛岡市水道事業給水条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項第5号中「300円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

水道料金の納入に係る証明書の交付に係る手数料の額を改定しようとするものである。

議案第 36 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

1 和解及び損害賠償の相手方 住所 紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1
氏名 紫波町長 熊 谷 泉

2 和解内容

損害賠償の額を 3 のとおり定め、当事者は、この他に債権債務がないことを確認した。

3 損害賠償の額 金 1,163,498 円也

4 損害賠償の原因

令和 6 年 9 月 17 日に、紫波町日詰字牡丹野地内においてもみ殻収集運搬作業を実施中にダンプ荷台の自動開閉蓋が完全に閉まっていないまま走行し、歩道のガードレールに接触し破損したも

の。

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 37 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

1 取得する財産

種別	名称	数量	取得金額
消耗品費	小学校及び中学校教師用指導書	●●●●冊	●●●●●●●円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市中ノ橋通一丁目 5 番 23 号

株式会社東山堂 代表取締役 玉 山 達 徳

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 38 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

1 取得する財産

種別	名称	数量	取得金額
消耗品費	小学校及び中学校教師用指導書	●●●●冊	●●●●●●●円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 紫波郡矢巾町流通センター南一丁目 9 番 22 号

株式会社 I w a k y o 代表取締役 玉 山 達 徳

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 39 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

1 契 約 の 目 的	包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
2 契 約 の 始 期	令和 7 年 4 月 1 日
3 契 約 の 金 額	金 9,430,000円を上限とする額
4 費用の支払方法	監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし、市長が必要と認め るときは、概算払いをすることができる。
5 契 約 の 相 手 方	住所 神奈川県藤沢市鵠沼海岸 6 丁目 14 番 34 号 氏名 横 塚 大 介 資格 公認会計士

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの
である。

議案第 40 号

(仮称) 都南東部体育館建設 (建築主体) 工事に係る請負契約の締結について

(仮称) 都南東部体育館建設 (建築主体) 工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 館 茂

1	契約工事の名称	(仮称) 都南東部体育館建設 (建築主体) 工事
2	契 約 の 方 法	一般競争入札
3	契 約 の 金 額	金 ○○○円也
4	契約の相手方	株式会社○○○ 代表取締役 ○○○

提案理由

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年条例第15号) 第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 41 号

議決の変更について

令和4年12月22日議会の議決を得た議案第 145号道明地区新産業等用地（第二事業区）基盤整備工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和7年2月20日提出

盛岡市長 内 館 茂

契約金額「1,011,115,600円」を「1,040,261,200円」に改める。

提案理由

道明地区新産業等用地（第二事業区）基盤整備工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 42 号

議決の変更について

令和6年6月28日議会の議決を得た議案第75号盛岡市立見前小学校屋内運動場大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和7年2月20日提出

盛岡市長 内 館 茂

契約金額「284,064,000円」を「295,139,900円」に改める。

提案理由

盛岡市立見前小学校屋内運動場大規模改修（建築主体）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。